

## 平成26年御嵩町議会第2回定例会会議録

1. 招集年月日 平成26年6月5日
2. 招集の場所 御嵩町役場議会議場
3. 開 会 平成26年6月5日 午前9時 議長宣告
4. 会議に付された件名
  - 報告第1号 平成25年度御嵩町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
  - 報告第2号 平成25年度御嵩町下水道特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
  - 報告第3号 御嵩町土地開発公社の経営状況に関する報告について
  - 報告第4号 町有地の信託に係る事務の処理状況に関する報告について
  - 議案第29号 御嵩町監査委員の選任につき同意を求めることについて
  - 議案第30号 御嵩町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
  - 議案第31号 平成26年度御嵩町一般会計補正予算（第3号）について
  - 議案第32号 御嵩町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
  - 議案第33号 御嵩町町税条例等の一部を改正する条例の制定について
  - 議案第34号 中部圏都市開発区域の指定に伴う御嵩町固定資産税の不均一課税に関する条例を廃止する条例の制定について
  - 議案第35号 損害賠償の額の決定及び和解について
  - 発議第1号 子宮頸がん予防ワクチンの積極的勧奨見合わせの継続と、接種後に生じた健康被害の早期解決と検診の充実に関する意見書
  - 請願第1号 願興寺解体修復に伴う検討委員会設置の請願

## 議事日程第1号

平成26年6月5日（木曜日） 午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

(1) 会期

(2) 会期及び審議の予定表

日程第3 諸般の報告

議長報告 4件

(1) 定例監査実施報告書

(2) 随時監査実施報告書

(3) 財政援助団体監査報告書

(4) 例月現金出納検査の結果について（報告）（平成26年2月分から4月分まで）

町長報告 4件

報告第1号 平成25年度御嵩町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

報告第2号 平成25年度御嵩町下水道特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

報告第3号 御嵩町土地開発公社の経営状況に関する報告について

報告第4号 町有地の信託に係る事務の処理状況に関する報告について

日程第4 議案の上程及び提案理由の説明 8件

議案第29号 御嵩町監査委員の選任につき同意を求めることについて

議案第30号 御嵩町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

議案第31号 平成26年度御嵩町一般会計補正予算（第3号）について

議案第32号 御嵩町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第33号 御嵩町町税条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第34号 中部圏都市開発区域の指定に伴う御嵩町固定資産税の不均一課税に関する条例を廃止する条例の制定について

議案第35号 損害賠償の額の決定及び和解について

発議第1号 子宮頸がん予防ワクチンの積極的勧奨見合わせの継続と、接種後に

生じた健康被害の早期解決と検診の充実に関する意見書

日程第5 議案の審議及び採決 3件

議案第29号 御嵩町監査委員の選任につき同意を求めることについて

議案第30号 御嵩町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めること  
について

議案第35号 損害賠償の額の決定及び和解について

日程第6 請願の委員会付託 1件

請願第1号 願興寺解体修復に伴う検討委員会設置の請願

---

出席議員 (12名)

議長 加藤保郎	1番 高山由行	2番 山口政治
3番 安藤雅子	5番 柳生千明	6番 山田儀雄
7番 伊崎公介	8番 植松康祐	9番 大沢まり子
10番 岡本隆子	11番 佐谷時繁	12番 谷口鈴男

欠席議員 (なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長 渡邊公夫	副町長 瀬瀬久美
教育長 高木俊朗	総務部長 寺本公行
民生部長 田中康文	建設部長 奥村悟
企画調整 担当参事 葛西孝啓	教育参事兼 学校教育課長 田中秀典
総務防災課長 山田徹	企画課長 各務元規
環境モデル都市 推進室長兼 まちづくり課長 須田和男	亜炭鉱廃坑 対策室長 鍵谷和宏
税務課長 若尾要司	住民環境課長 大鋸敏男
保険長寿課長 加藤暢彦	福祉課長 佐久間英明
農林課長 石原昭治	上下水道課長 亀井孝年
建設課長 伊左次一郎	会計管理者 水野嘉博
生涯学習課長 田中宣行	

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 小木曾 昌 文

議会事務局  
書 記 渡 辺 一 直

## 開会の宣告

### 議長（加藤保郎君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しています。

したがって、平成26年御嵩町議会第2回定例会は成立しましたので、開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者及び委任者は、お手元に配付してあります報告書のとおりですので、お願いします。

ケーブルテレビ可児より撮影取材の申し込みがありましたので、これを許可します。

招集者、町長より挨拶をお願いします。

御嵩町長 渡邊公夫君。

### 町長（渡邊公夫君）

おはようございます。

梅雨入りをしたということで、ことしも常に最悪を想定しなければいけないような雨が降るのかなということを感じつつ、ニュースを見ております。

それでは、挨拶30分近くあると思いますが、よろしく願いいたします。

御嵩町議会第2回定例会開催に当たり、町政をめぐる諸課題についての所見や報告を申し上げるとともに、今回の定例会に提案いたします案件について申し述べます。

いわゆる昭和の、戦後復興の象徴であった国立競技場がその任を終え、5月31日フィナーレを迎えました。子供とはいえ、明確に記憶に残している施設が最後を迎えたことは時代を感じざるを得ません。後継施設にも日本人が心を宿せるものになるよう願ってやみません。

平成26年度がスタートして2カ月がたちました。今年度は、本町にとりまして歴史的な一歩を踏み出す年になることは既に申し上げておりますが、今年度の重要施策である亜炭鉱廃坑問題、環境モデル都市の2本柱につきましては、副町長を本部長とした推進本部が本格稼働し、各事業に取り組んでおります。

今年度の事業の多くが、これら2本柱に関連するものであり、全庁、全職員一丸となった体制で臨んでおります。

2本柱の一つである亜炭鉱廃坑に関する事業につきましては、昨年度末に南海トラフ巨大地震亜炭鉱跡防災モデル事業の実施市町村に本町が採択されたことにより、亜炭鉱廃坑対策推進本部を軸に、亜炭鉱廃坑対策室が国や県と連携を図りながら本格的な調査事業を開始しております。

具体的には、第1期計画の調査区域として、役場、向陽中学校、御嵩小学校において5月2日から地盤脆弱性調査に着手し、ボーリング調査を実施しており、また第2期計画の調査区域においても、昨年、道路陥没の被害が発生した比衣地内の民間宅地の一部を含めたエリアを対象として、地盤脆弱性調査の着手に向けた手続を進めているところであります。

これらの調査において地盤の弱さが認められた場合には、防災工事を実施できることとなりますが、全体の事業を3年間の期限内で行うものと定められているため、さきの第3回臨時会において今年度事業分として約15億円、27年度から28年度までの事業分として約28億円の補正予算を計上し、これを承認いただきました。これにより、早期に調査を完了させ、工事に着手することができるよう努めているところであります。

今回の南海トラフ巨大地震亜炭鉱跡防災モデル事業において、地盤脆弱性調査や防災工事を実施できる場所は、町内の亜炭鉱廃坑が存在すると想定している地域の中の限られたほんの一部ではありますが、これが本町における今後の亜炭鉱廃坑防災対策の礎として大きな一歩になると期待しております。さらに、この事業で実施する内容には、全国の手本となる成果が求められているものと認識しております。

また、道路につきましては、国において、現国道21号において路面下の亜炭鉱廃坑の状況確認の調査に、また岐阜県においても、県が管理する緊急輸送道路の路面陥没対策工事に、現在、既に主要地方道多治見・白川線で着手していただいております。

これらの亜炭鉱廃坑に関する国や県の動きを今後も継続して行っていただくことが重要であり、それには今年度の事業をしっかりと実施することが必要であると考えております。

次に、もう1つの柱として重要な取り組みである環境モデル都市関連事業について御説明いたします。

昨年、環境モデル都市に選定され、1年をかけてアクションプランを策定してまいりました。今年度から平成30年度までの5年間で、平成21年度比で10%のCO<sub>2</sub>削減という目標を掲げたものであり、主な内容としましては、既に御案内のとおり、森林整備を通じて5%の吸収量の増加と、生活や経済活動に伴う排出量を5%削減しようとするものであります。

この4月1日には、環境モデル都市としてアクションプランに基づく各事業に向けた取り組みを開始すべく、キックオフ宣言をいたしました。

内閣官房への当初の提案書、また選考審査におけるヒアリング等でも申し上げてまいりましたが、本町は既に取り組みを始めている森林経営信託方式という新たな森林経営モデルを柱として、これまで行ってきた環境施策の上積みと東日本大震災を教訓としたエネルギーの分散化、再生可能エネルギーの普及促進を通じて温室効果ガス削減の重要性を広く住民に発信してまいりたいと思います。

本町は、面積の約6割を森林が占めております。この豊かな森林を整備し、再生することでCO<sub>2</sub>の吸収量を高め、低炭素社会の実現を目指します。これには、さきにも述べましたとおり森林経営信託事業を柱としておりますが、あわせて企業との協働による森づくり活動を推進していく必要があると考えております。

これまで植樹、間伐等の森林整備活動を通じて水源の涵養、山地災害の防止、里山の保全を図るため、生きた森林づくりを進めること、社会貢献すること、地域との交流を深めることを目的としてアサヒビール株式会社、株式会社岐阜造園の2社と協定を結び、事業を進めてまいりました。アサヒビール株式会社との協定は、平成18年度にスタートし、7年間にわたり協働で活動を行ってまいりましたが、今年度から、さらに5年間の延長を引き受けていただきました。この5月10日には、社員のほか、岐阜県や御嵩町の職員、水土里隊の総勢約60名の方に参加いただき、森林保全活動を行ったところであります。

また、同様に株式会社岐阜造園につきましても、平成21年に協定を締結して以来、5年間にわたり協働の活動を行ってまいりましたが、こちらにつきましても、今年度から2年間延長いただき、4月19日には期間延長を記念して「里山再生復活祭」と題した式典を盛大に行ったところであります。森林が持っている豊かな水源や、二酸化炭素の吸収源としての重要性を理解していただけたことによるものであり、協定の延長に賛同いただきました2社には、心からの感謝を申し上げたいと思います。今後も森林保全、森林整備活動に協力をいただける新たな企業との協定締結を含め、豊かな森づくりを推進してまいります。

低炭素コミュニティー実現のための柱である公共交通の再生につきましては、名鉄広見線を活用することでより現実的なものになります。また、広見線は、本町を活性化するために交通手段の大動脈として大変重要なものであることは言うまでもありません。

今年度は、名鉄広見線の利用促進を推し進める第2期目の活性化計画の中間年であり、平成28年度以降の運行枠組みを検討していく重要な年と位置づけスタートいたしました。

平成25年度におきましては、平成24年度の利用者数である94万9,000人を維持するという目標に向かって沿線市町、各種団体、住民が一体となって努力し、活性化協議会としてもさまざまな利用促進策を講じてまいりました。しかし、この5月下旬における名鉄からの報告では、通勤定期の減少などにより、この時点の利用者数は94万1,000人と目標数には及ばず、減少の傾向に歯どめがかかっていないのが現状です。赤字地方鉄道を自治体と民間が出資することで運営する第三セクター方式とは異なり、大手民鉄に可児市とともに運行支援を行い、運行継続を行う方法は全国においても新しいモデルと考えられます。いま一度、沿線住民の皆さんに代替交通手段に係る経費なども示しながら、今後の方針を探ってまいりたいと考えております。

また、主要地方道多治見・白川線において、八百津町の伊岐津志と大庭台をつなぐトンネル

が間もなく貫通します。貫通後は、できるだけ早期の開通を目指していただけるよう県に働きかけてまいります。この道路が整備されれば、2つの町を最短で往来することができ、通勤・通学、観光資源、流通など経済分野においてもより密接に結ばれることとなりますので、公共交通の重要性が再認識され、名鉄広見線を中心としたまちづくりの可能性もさらに期待できます。この機会を契機に可児市、八百津町ともさらに連携、協議を行いながら広見線への接続の利便性を高めるなど、さまざまな方向性を模索していくとともに、自家用車から公共交通への転換を図る中で、公共交通の再生を強力に推し進めてまいりたいと考えております。

環境モデル都市アクションプランを進めるに当たり、各家庭、町民の皆様の協力は必要不可欠であります。

その中の一つであるプラスチック製容器包装の分別収集がいよいよ6月から始まりました。昨年からは実施している4モデル地区の実証実験の結果によると、可燃ごみのうちプラスチック製容器包装が4割以上を占めており、全てがリサイクルされれば相当量の可燃ごみの削減ができます。分別をすることは、ごみとして捨てるよりも一手間かかりますが、環境モデル都市に選定された本町といたしましては、CO<sub>2</sub>削減のためにごみを幾ら出してもいい、面倒くさいという意識から、頑張った分だけ負担が少なくなる、工夫して減らそうという意識に考え方を転換し、町民の皆様の協力により、少しでも地球環境に優しい活動につながればと期待をしております。

ごみ袋の使用を意識していただくために、本年10月からは既存のごみ袋の値上げをお願いすることとなりますが、経済的な負担を軽減するために新たに可燃ごみ用に中袋を新設し、子育て世帯や在宅介護世帯の家計に与える影響の軽減を図るため、2歳未満の乳幼児がいる世帯、要介護4または5の認定等を受け、常時紙おむつを使用している方がいる世帯には、申請に基づき可燃ごみ袋を支給する支援策を講ずる予定であります。

以上のようなプラスチック製容器包装の分別収集の徹底、さらには節電やマイバッグ運動の強化など各家庭、町民の皆様の協力が必要な削減活動は、一人一人の削減意識に頼るところが大きいことから、粘り強い啓発活動とインセンティブが働くような施策を検討してまいりたいと考えております。

環境モデル都市関連につきましては、以上3点について説明させていただきましたが、まだ第一歩を踏み出したばかりであり、各課一丸となって「低炭素コミュニティーみたけ」の実現に向けて進めてまいりたいと思います。

なお、今年度の大きな事業であるグリーンニューディール基金事業につきましては、さきの臨時会において補正予算の承認をいただきましたので、防災拠点となる3カ所の避難所及び2カ所の公共施設への再生可能エネルギー等の施設整備に着手したところであります。



議員の皆様におかれましても御理解と御協力を賜りたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

防災・減災を語る上で自助、共助、公助での取り組みが必要であると言われております。文字どおり自助は、自分自身で身を守ること、共助は、家族や地域で互いに助け合うこと、そして公助は、行政が対策・対応を行うこととされています。

本町では、自助、共助への行動をソフト面から促進する取り組みとして、平成24年度から防災アカデミーを開催しております。地震、風水害についての知識や備えについての講義と、救急や初期消火訓練など実習を交えた4日間にわたる研修会を実施し、この2カ年で延べ79名の受講修了者を輩出しております。今年度も、さらに内容を充実させたアカデミーを開催するとともに、これまでの修了者を対象としたフォローアップ研修を行いながら、地域の防災リーダーとして災害時だけでなく、平常時からの防災指導を期待するものであります。

また、本年9月に実施します防災訓練につきましては、これまでの計画内容と実績を検証し、その反省を踏まえて、より実効性のある訓練企画を防災リーダーを中心に進めていきたいと考えております。

一方で、公助におけるハード面については、災害時、特に近い将来発生が懸念されております南海トラフ巨大地震等の地震災害に備え、亜炭鉱廃坑による陥没等の心配のない上之郷地域において、町外からの広域的緊急支援物資や災害救援ボランティアの円滑な受け入れ活用を可能とする防災拠点施設の整備計画を昨年より進めております。この施設につきましては、これより基本設計並びに実施設計の策定を予定しておりますが、今後、議会や町民の皆様と協議の上、そこで得た意見を十分に反映し、具体的な設計に向けた方針を決定していく所存でございますので、御協力をよろしくお願いいたします。

私は、東日本大震災の被災地を目の当たりにし、また本町における亜炭鉱廃坑の大規模陥没や、平成22年7月、23年9月の集中豪雨による土砂災害を実際に経験し、備えの必要性を強く感じました。

そこで、次代を担う子供たちに何を伝え、何を身につけさせることが必要なのかを考え、平成24年度から防災教育の取り組みを始めております。今年度においては、10月24日、25日に防災キャンプ in かみのごうを自衛隊の協力により実施いたします。避難生活を疑似体験することで、仲間とさまざまな活動を行うことを通して仲間のよさに気づき、互いに助け合うことの大切さを知り、命を守るために自分ができることを考え、行動できる力を身につけてほしいと願っております。

さらに、自衛隊の災害救助の活動内容を知り、救助体験をすることにより、防災に対する意識がより向上するものと思っております。

今回の補正予算において関連する経費を計上させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、高齢化や人口減少が進む中で全国的な問題となっておりますのが空き家問題であります。管理が放置された古い空き家は、景観悪化や衛生不良の原因になるばかりでなく、倒壊や放火が懸念され、防災・防犯の問題も指摘されております。本町においても、昨年度に補助金制度を活用した調査事業を実施しましたが、町内での空き家数は181棟、そのうち倒壊危険度の一番高いランクに判別された空き家は7棟であるという集計結果でありました。実際には、これ以上の空き家が存在すると思われ、その全てが放置された状態であるとは言えませんが、近隣の地域住民にとっては深刻な問題であります。

このような実態を踏まえ、本町でのこれからの危険空き家の対策として、立入調査等の所有者に関する情報収集から是正措置への指導、勧告、命令など、一定の強制力を持たせた条例の制定をするほか、空き家バンクなどの制度を設け、有効活用策を町内外に発信し、これらを総合的に運用展開していく方針でございます。

最後になりましたが、今回議案として提出いたします案件について若干述べさせていただきます。

今回提案の一般会計補正予算関連について、主なものを御説明いたします。

まず歳入についてですが、岐阜県防災キャンプ推進事業委託金として、教育費において29万3,000円を計上しております。

次に、歳出であります。内閣官房派遣職員のための建物借り上げ料など、総務管理費で196万1,000円、防災キャンプ関連事業費などにより生涯学習費で36万6,000円を増額しております。

補正予算額は、歳入歳出ともに232万7,000円の追加となっております。

以上、町政をめぐる諸問題についての所見や報告について御説明させていただくとともに、一般会計補正予算額の概要について御説明申し上げます。

この4月から消費税が8%に引き上げられました。引き上げ前においては、家電製品などの前倒し購入などによる、いわゆる駆け込み需要により景気が実質押し上げられましたが、4月以降はその反動減と買い控えによりマイナス水準となっております。これが一時的なものであることを望みますが、リスクを伴っていることは確かであり、今年度の本町における各事業に影響がないとは言い切れません。今後の景気の動向にも注視してまいりたいと考えております。

今回提案いたしますのは、一般会計補正予算案1件、条例関係3件、選任関係2件、その他1件、報告4件、都合11件であります。

後ほど、担当から詳細について御説明申し上げます。よろしく御審議のほどお願いをいたし

ます。

長時間にわたり御清聴ありがとうございました。引き続き皆様の御理解、御協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。以上であります。

**議長（加藤保郎君）**

本日の日程は、お手元に配付しました議事日程のとおり行いたいと思いますので、お願いします。

---

### 会議録署名議員の指名

**議長（加藤保郎君）**

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、6番 山田儀雄君、7番 伊崎公介君の2名を指名します。

---

### 会期の決定

**議長（加藤保郎君）**

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、4月24日の議会運営委員会において、本日より6月13日までの9日間と決めていただきました。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、会期は本日より13日までの9日間とすることに決定しました。

なお、会期中の議案の審議等の予定は、お手元に配付しました会期及び審議の予定表のとおり行いたいと思いますので、お願いします。

---

### 諸般の報告

**議長（加藤保郎君）**

日程第3、諸般の報告を行います。

議長報告を行います。

お手元に配付してあります諸般の報告書つづりをごらんください。

定例監査実施報告書、随時監査実施報告書、財政援助団体監査報告書、例月現金出納検査の結果について、平成26年2月分から4月分までであります。

以上の4件が議長宛てにありました。その写しを配付し、議長報告にかえさせていただきます。

以上で議長報告を終わります。

続きまして、町長報告を行います。

報告第1号 平成25年度御嵩町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について、朗読を省略し、説明を求めます。

総務防災課長 山田徹君。

#### 総務防災課長（山田 徹君）

おはようございます。

報告第1号 平成25年度御嵩町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告をさせていただきます。

諸般の報告つづり1ページをお願いいたします。

平成25年度御嵩町一般会計予算における民生費及び土木費の一部を翌平成26年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越額を報告するものであります。

2ページをお願いいたします。

繰越明許費繰越計算書を掲載しておりますが、繰越明許費3件について、款、項及び事業名ごとに翌年度繰越額、財源内訳などを記載しております。金額の欄は、繰越明許費の繰越限度額です。

初めに、款03民生費、項02児童福祉費の伏見児童館改築事業については1億4,611万3,200円で契約をしておりますが、増額の可能性があり、事業費が確定していませんので1億5,709万4,000円を26年度へ繰り越しいたしました。未収入特定財源の国県支出金は、県補助金であります木造公共施設整備加速化事業補助金5,000万円及び木造公共施設整備加速化事業岐阜県分元気交付金3,200万円で、残りは福祉向上基金繰入金です。

款03民生費、項02児童福祉費の子ども・子育て支援システム導入等業務委託も389万5,560円で契約をしておりますが、事業が完了しておりませんので、389万6,000円を平成26年度へ繰り越しいたしました。未収入特定財源の国県支出金は、県補助金であります安心子ども基金補助金です。

款08土木費、項02道路橋梁費の道路ストック調査点検業務委託につきましては、現時点で未契約であり、事業費が確定していませんので1,831万円を26年度へ繰り越しいたしました。未収入特定財源の国県支出金は、国庫補助金であります防災安全社会資本整備交付金です。

以上の3件の事業で翌年度への繰越総額は1億7,930万円となります。

これで、平成25年度御嵩町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

#### 議長（加藤保郎君）

報告第2号 平成25年度御嵩町下水道特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について、朗読を省略し、説明を求めます。

上下水道課長 亀井孝年君。

#### 上下水道課長（亀井孝年君）

それでは、報告第2号 平成25年度御嵩町下水道特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告をさせていただきます。

諸般の報告つづりの3ページをお願いします。

平成25年度御嵩町下水道特別会計予算における下水道事業費の一部を翌平成26年度に繰り越しをいたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により繰越額を報告するものであります。

4ページをお願いいたします。

款01下水道事業費、項02下水道施設費の下水道整備事業について、下水道管渠改築第2期工事を7,668万円で契約しておりますが、増額の可能性があります事業費が確定しておりませんので、繰越限度額と同額の8,000万円を26年度に繰り越しいたしました。

既収入特定財源は、受益者負担金で415万円、未収入特定財源の国県支出金は、国庫補助金であります社会資本整備総合交付金の3,675万円、地方債は下水道事業債の3,910万円です。

以上で、平成25年度御嵩町下水道特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告を終わります。

#### 議長（加藤保郎君）

報告第3号 御嵩町土地開発公社の経営状況に関する報告について、朗読を省略し、説明を求めます。

建設課長 伊左次一郎君。

#### 建設課長（伊左次一郎君）

では、インデックス、諸般の報告つづり5ページをお願いいたします。

報告第3号 御嵩町土地開発公社の経営状況に関する報告についてを地方自治法第243条の3第2項の規定により御報告いたします。

初めに、平成25年度御嵩町土地開発公社事業会計決算書から御報告いたしますが、平成26年度土地開発公社事業計画及び予算書との2件になりますので、ページについては諸般の報告つづりの通番ページで進めますので、よろしくをお願いいたします。

では、6ページをお願いいたします。

平成25年度御嵩町土地開発公社事業会計決算書になります。

初めに、収益的収入及び支出から御報告いたします。

8、9ページをお願いいたします。

見開きの表となります。1. 収益的収入及び支出の(1)収入からです。

当年度は、新たな公有用地の売却はございませんでしたので、款1の事業収益はございませんでした。

また、款2の事業外収益は、受取利息として預金利息のみとなりましたので、収入の合計ではこの1万3,409円のみとなりました。

次に、(2)支出です。

款1の事業原価では、平成24年度以前からの公有地を所有しておりませんので、公有地売却原価の支出はございませんでした。

款2の販売費及び一般管理費では、人件費として節1の報酬にて監査員2名分を支出いたしました。

また、経費として節1の旅費にて、2回開催した理事会に御出席をいただきました議員3名分の支出のほか、事業費にて、新たな公有地取得のための経費を支出いたしました。

次の款3の事業外費用では、公有地取得事業のための借入金に対する長期借入金利息4万5,837円を支出し、款4の予備費の支出はございませんので、以上の合計では7万5,837円の支出となりました。

次に、10ページ、11ページをお願いいたします。

2. 資本的収入及び支出です。

平成25年度中に新たな公有用地取得事業がございましたので、4,050万円の長期借入金をいたしました。

また、支出につきましては、長期借入金にて新たに3,297.1平方メートル、10筆分を公有地取得費にて支出いたしました。この公有地取得につきましては、本決算書附属書類の17ページの平成25年度事業報告書の概況及び会計に付しましたとおり、上之郷地域活性化事業用地を取得したものであります。

次に12ページをお願いいたします。

損益計算書です。

8ページ、9ページで御説明いたしました収益的収入及び支出より、当年度は6万2,428円の当期純損失となりました。

次に、13ページをお願いいたします。

土地開発公社の年度末時点の資産をあらわす貸借対照表です。準備金を現金にて預金している1,427万2,963円、公有用地としての商品価格4,050万円に基本財産として町からの投資資産を長期性預金として500万円、資産合計としましては5,977万2,963円となっており、これに対

する負債及び資本についてもごらんの内訳で同額となっております。

次の14ページは、年度末時点の財産目録、15ページは、25年度中のキャッシュ・フロー計算書になります。

また、16ページから19ページは、決算附属書類となります。

次に、20ページをお願いいたします。

監査意見書の写しになります。

去る平成26年4月30日に、御嵩町土地開発公社の決算について、監事の永瀬俊一様、同じく柳生千明様に監査を実施していただきました。財務諸表を初め、関係帳簿及び証拠書類について御照査いただき、かつ関係職員からの説明聴取、出納取扱金融機関の残高証明書とも御照合をいただいた結果、正確であることをお認めいただいたものであります。

以上が、平成25年度の御嵩町土地開発公社の決算報告となります。

次に、21ページをお願いいたします。

続きまして、平成26年度御嵩町土地開発公社事業計画及び予算書について御報告をいたします。

22ページは、平成26年度の御嵩町土地開発公社の事業計画基本方針です。

次に、24ページをお願いいたします。

平成26年度の御嵩町土地開発公社事業計画になります。

本年度は、公有地取得事業及び売却を予定しません。

次の25ページからは予算書になります。

26ページをお願いいたします。

平成26年度御嵩町土地開発公社予算です。

第1条は、公社の予算を定める総則です。

第2条の収益的収入及び支出では、第1款の事業収益による公有地取得事業収益は見込まず、第2款の事業外収益では受取利息のみ、収入合計では1万3,000円を予定するものであります。

一方支出では、第1款の事業原価を見込まず、第2款の販売費及び一般管理費にて監査員2名分の報酬と理事3名分の旅費2回分のほか、公有地管理に要する経費として除草費など16万5,000円を予定し、第3款の事業外費用では、公有地取得に当たり長期借入金に対する支払利息として11万円を、第6款の予備費1万5,000円を見込んだ支出合計では29万円を予定するものです。

なお、この収入と支出の差額27万7,000円の不足額は、前期繰越準備金にて補填を予定するものです。

次の第3条、資本的収入及び支出では、本年度新たな公有用地の取得事業を予定しておりま

せんので、収入、支出とも予算計上はいたしておりません。

次の27ページ、28ページは、収益的及び資本的収支の予算明細書になります。

また、次の29ページは本年度の資金計画書、30ページは平成25年度の予定損益計算書、31ページは平成25年度の予定貸借対照表になります。

次の32ページは、本年度予定損益計算書になります。本年度は27万7,000円の当期損失を予定するものであります。

次の33ページは、本年度の予定貸借対照表となります。

以上が、報告第3号 御嵩町土地開発公社の経営状況に関する報告となります。

#### 議長（加藤保郎君）

報告第4号 町有地の信託に係る事務の処理状況に関する報告について、朗読を省略し、説明を求めます。

農林課長 石原昭治君。

#### 農林課長（石原昭治君）

では、諸般の報告つづり34ページをお願いします。

報告第4号 町有地の信託に係る事務の処理状況に関する報告について、地方自治法第243条の3第3項の規定により、御報告いたします。

続きまして、35ページをお願いいたします。

最初に、森林経営信託財産目録の資産の部、信託森林の場所ですが、岐阜県可児郡御嵩町御嵩字北山1064番1ほか46筆の合計47筆で、面積が236万2,972平方メートルです。

信託預入金としては393万9,592円です。

負債の部のほうですけれども、借入金及び借入先のほうはございません。

下の表ですけれども、信託森林の明細ですが、後ほどごらんいただきたいと思います。

続きまして、37ページをお願いします。

平成25年度森林経営信託事業実績になります。面積では、計画28.5ヘクタールに対し、実績では25.92ヘクタール、達成率は91%です。材積では、計画570立米に対し、実績1,377立米、達成率は242%なります。作業道では、計画1,392メートルに対し実績1,500メートル、達成率108%となりました。

次に、38ページをお願いします。

平成25年度の森林経営信託収支報告でございます。

収入のほうとしましては、間伐等の補助金として1,443万8,906円。木材販売では1,579万4,706円、受取利息として382円で、合計のほうは3,023万3,994円となりました。

次に、支出ですけれども、森林調査としまして103万8,447円、利用間伐費として1,563万



3,945円、作業道開設費として614万9,640円。次に、作業道の維持管理費ですけれども、282万6,459円、資材費として4万5,360円、租税公課として1,726円、手数料として167万1,187円、国営保険料として3万5,928円で、合計2,740万2,692円となりました。

収入合計から支出合計を引きますと283万1,302円で、これの信託手数料3%として、8万4,939円を差し引いた274万6,363円が平成25年度の利益であり、平成24年度の積立金119万3,229円を足しますと、積立金合計393万9,592円となります。

次に、39ページをお願いします。

平成26年度の森林経営信託事業計画でございます。26年度計画としては、面積が18.46ヘクタール、材積では923立米、作業道では2,057メートルを計画しております。

次に、平成26年度の森林信託予算です。収入としましては、補助金として1,229万6,000円、木材販売として910万1,000円、受取利息として1,000円で、合計2,139万8,000円です。

支出といたしましては、森林調査で82万2,000円、利用間伐費として1,080万5,000円、作業道開設費として796万7,000円、作業道維持管理費として45万1,000円、資材費として3万5,000円、租税公課として2,000円、手数料として116万6,000円、国営保険料として15万円で、合計が2,139万8,000円を見込んであります。

以上で、森林経営信託事業の報告を終わらせていただきます。

---

#### 議案の上程及び提案理由の説明

##### 議長（加藤保郎君）

日程第4、議案の上程及び提案理由の説明を行います。

お諮りします。本定例会に提案されました議案第29号から議案第35号までと発議第1号の8件を一括議題として上程し、提案理由の説明を求めたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

それでは、付議事件を一括議題とし、提案理由の説明を求めます。

議案第29号 御嵩町監査委員の選任につき同意を求めることについて、議案第30号 御嵩町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、以上2件、朗読を省略し、説明を求めます。

副町長 瀨瀬久美君。

##### 副町長（瀨瀬久美君）

それでは、人事案件2件を説明させていただきます。

まず初めに、議案第29号 御嵩町監査委員の選任につき同意を求めることにつきまして御説明をいたします。

議案つづり1ページ、資料つづりも1ページをお願いいたします。

この議案は、代表監査委員の永瀬俊一委員がこの6月16日で任期満了となるわけですが、永瀬委員におかれましては、長年の金融機関勤務の経験と実績を生かし、公平公正な監査を行っていただいております、まさに適任であります。今回、引き続き監査委員をお願いいたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

議案にありますように、氏名は永瀬俊一さん、生年月日は昭和17年8月28日生まれ、住所は御嵩町中670番地1であります。任期につきましては、平成26年6月17日から4年間です。資料つづり1ページの履歴書をお目通しの上、御審議のほどよろしく願いをいたします。

引き続きまして、議案第30号 御嵩町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることにつきまして御説明をさせていただきます。

議案つづりの2ページ、資料つづりも2ページであります。

固定資産評価審査委員は、固定資産の価格に関して納税義務者から不服申し立てがあった場合、その審査に当たることになっております。委員の定数は3人ですが、このうち井戸好文さんが平成26年6月10日で任期満了となります。その後任といたしまして、議案にあります桑下博行さん、昭和25年7月3日生まれ、住所は御嵩町美佐野2867番地であります。この方を選任いたしましたので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。なお任期は、平成26年6月11日から3年間です。

資料つづり2ページの履歴書をごらんをいただきたいと思っております。

年齢は63歳で、東濃信用金庫を定年退職後、継続雇用制度によりまして引き続き東濃信用金庫にお勤めです。公職歴につきましては、平成24年4月から御嵩町情報公開・個人情報保護審査委員会委員、そして平成25年4月から1年間ですが、御嵩町自治会長連絡協議会上之郷地区会長の要職を務められるなど、人格・識見とも固定資産評価審査委員会の委員にふさわしい方であると思っておりますので、履歴書をお目通しの上、御審議のほどよろしく願いをいたします。

以上をもちまして、議案第29号と30号の説明とさせていただきます。

**議長（加藤保郎君）**

議案第31号 平成26年度御嵩町一般会計補正予算（第3号）について、議案第35号 損害賠償の額の決定及び和解について、以上2件、朗読を省略し、説明を求めます。

総務防災課長 山田徹君。

**総務防災課長（山田 徹君）**

それでは、議案第31号 平成26年度御嵩町一般会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

補正予算書つづりのピンク色の表紙をめくっていただき、1ページをお願いいたします。

第1条で232万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を全体で82億5,434万4,000円とする旨規定しています。今回の補正予算の主な内容は、内閣官房派遣職員に係る旅費等の計上、上之郷小学校で行う防災キャンプ推進事業の計画採択に伴う生涯学習事業費の増額、文化財保護費補助金の計上による補正であります。各款項ごとの補正額につきましては、2ページ掲載の第1表 歳入歳出予算補正によります。

事項別明細書へ参りまして、4ページをお開きください。

初めに、歳入からですが、款15県支出金の目05教育費委託金、岐阜県防災キャンプ推進事業委託金は、文部科学省が岐阜県を通じて町に再委託する防災キャンプ推進事業に係る事業計画が採択されたことに伴い、29万3,000円を計上しています。

款18繰入金、目01財政調整基金繰入金は、財源調整のための203万4,000円を増額しています。5ページに移り、歳出の説明を行います。

款02総務費、目01一般管理費は、内閣官房への派遣職員に係る旅費や東京でのアパート借上げ料を合わせて196万1,000円を増額計上であります。

また、下段の款10教育費、目03生涯学習事業費は、歳入で申し上げました防災キャンプ推進事業での講師謝礼や旅費、消耗品や燃料の需用費を合わせて29万6,000円を、目05文化財維持費は、町無形民俗文化財の顔戸祭礼に使用する大傘の復元に対する補助金としまして7万円を計上しております。

以上で、一般会計補正予算（第3号）の説明を終らせていただきます。

続きまして、議案第35号 損害賠償の額の決定及び和解について御説明をいたします。

議案その2つづりの1ページをお願いいたします。

今回の内容は、自動車事故による損害賠償額の確定と和解をするものですが、その額が地方自治法の規定による町長の専決処分事項の金額を超えるため、同法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

初めに、1. 和解及び損害賠償の相手方は、愛知県名古屋市東区大幸1-6-6、成田信吾氏であります。

2. 事故の概要ですが、発生日時は、平成26年4月23日水曜日、午前9時35分ごろ、発生場所は、美濃加茂市にあります岐阜地方法務局美濃加茂支局の北側駐車場内にあります。町職員が法務局主催の研修に参加するため、公用車6号車を運転し、駐車場内の駐車スペースに一旦は入庫しましたが、入れ直しのためバックしたところ、後方に駐車してあった相手車両に衝突

し、相手車両の右側後方ドア及びボディーの一部を破損したものであります。このほど修理が完了しまして、示談が成立する見通しとなりました。

3の損害賠償の金額は、修理費及び代車費の合計で71万5,076円であります。

また、確認事項としまして町及び相手方の双方とも本条項に定めるほかは、本件請求原因事項に関し、何ら債権及び債務を有しないものとし、特に相手方は町に対して、当損害賠償金額の支払い以外は請求しないことを定めるものであります。

なお、損害賠償金の支払いについては、金額を全国自治協会自動車共済の保険金で対応させていただきますが、本議案の議決をもって相手方との示談書を取り交わした後に保険金支払いの手続が進められますことを申し添えさせていただきます。

また、職員の自動車運転に関しましては、今後もより一層の安全啓発と注意喚起を図ってまいりますので、御理解いただきますよう、重ねてお願い申し上げます。

以上で、議案第35号の説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

#### 議長（加藤保郎君）

議案第32号 御嵩町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、朗読を省略し、説明を求めます。

企画課長 各務元規君。

#### 企画課長（各務元規君）

それでは、議案書つづりの4ページをお開きください。

議案第32号 御嵩町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを御説明いたします。

資料で御説明いたしますので、資料つづりの3ページをお願いいたします。

今回の改正は、御嵩町の給与条例について2点を改正するものであります。

1つ目は、大規模災害からの復興に関する法律が施行されたことに伴い、御嵩町職員の給与に関する条例の災害派遣手当等に支給することができる条件を追加するものです。

2つ目は、総合行政情報システム移行に伴い、事前に給与からの控除項目を精査し、改めるものです。

改正概要でございますが、第13条第2項第2号から第5号までの項目名称を改め、第6号で職員からの控除の申し出で町長が適当と認めたものを控除することができる項目を追加するものです。

次に、第20条の3第1項に、大規模災害からの復興に関する法律第56条に規定する復興計画の作成等のために町に派遣された者の部分を追加するというものです。

また、この改正の施行期日は公布の日からです。

次の4ページに新旧対照表がございますので、後ほどごらんください。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

**議長（加藤保郎君）**

議案第33号 御嵩町町税条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第34号 中部圏都市開発区域の指定に伴う御嵩町固定資産税の不均一課税に関する条例を廃止する条例の制定について、以上2件、朗読を省略し、説明を求めます。

税務課長 若尾要司君。

**税務課長（若尾要司君）**

それでは、今回提案させていただいております議案の提案理由説明の前に、一言おわびだけ申し上げておきます。

先般、お配りさせていただいております資料つづりの中の今回の議案第33号でございますけれども、町税条例等の一部改正に関する概要書をつけてございました。その中に、法人町民税法人割の税率の引き下げ、1番でございますけれども、その説明文の中に法人税割の課税標準が引き下げられたことにより税率を引き下げるという説明文を付しておったところがございますけれども、今回の地方税法等の改正では、課税標準は引き下げられておらず、税率の引き下げのみでありました。誤りでございまして、本日、本会議開催の前に資料の差しかえをさせていただいたところでございます。今後このようなことがないように十分精査し、資料を御提示等々をさせていただき所存でございます。まことに申しわけございませんでした。

それでは、早速、今回提案させていただきました議案について御説明申し上げます。

議案第33号 御嵩町町税条例等の一部を改正する条例の制定についてでございます。

お手元の議案つづり5ページから9ページに一部を改正する条例、それから資料つづり5ページから6ページに、今回改正する内容の概要、同じく7ページから19ページに新旧対照表が添えてありますのでよろしくお願いいたします。

それでは、本日差しかえをさせていただきました分でございますけれども、資料つづり5ページから6ページの概要で御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

今回の町税条例等の一部改正は、地方税法等の一部を改正する法律が平成26年3月31日に公布されたことを受けて所要の改正を行うものでございます。

主な改正内容といたしまして、1つ目に、地方法人税、国税でございますが、地方法人税の創設に伴いまして法人町民税法人税割の率の引き下げが行われることにより、現行の法人町民税の法人税割の税率を12.3%から2.6ポイント引き下げ、9.7%とするものでございます。法人町民税、法人県民税合わせて4.4%の引き下げになりますけれども、さきに申し上げました国

税となる地方法人税に引き下げ分が充てられ、地方交付税等の原資とすることによる改正でございます。町税条例第26条の5の改正となります。

2つ目として、軽自動車税の標準課税率等の引き上げに係る改正でございます。

標準税率は、最低を2,000円とし、約1.25倍から1.5倍と改正されるもので、平成27年4月1日以降に最初の検査を受けるものから適用されます。

また、最初の新規検査から13年以上経過した3輪以上の軽自動車については、軽自動車の環境負荷を小さくするグリーン化やエコノミーの観点から、新課税率の約20%の重課を導入することとなっております。加えて、条例にあります専ら雪上を走行するものという区分につきましては、これまでの本町での登録状況、今後の見込みを想定した中で条例から削除をさせていただくものでございます。町税条例第66条、それから附則の第15条の改正となります。

軽自動車税の税率につきましては、恐れ入ります、資料の5ページの下の表をごらんいただき、御参照いただければというふうに思います。

3つ目といたしまして、公害防止施設・設備（償却資産）に係る固定資産税でございますけれども、その特例措置の導入・拡充、いわゆるわがまち特例の導入というものでございます。下の表の太枠部分4件に係る課税標準額の特例割合を国の基準を参酌し、定めるものでございます。町税条例附則第9条の2の改正となります。

そのほか、法の改正による条ずれに対する措置、単に課税標準の細目を定める規定の削除等を行っております。

法人町民税、軽自動車税、固定資産税、償却資産の分でございますけれども、適用につきましては、資料にお示しさせていただいたとおりでございますのでお目通しをお願いしたいと思います。

ざくっと概要として説明を申し上げましたが、その説明を申し上げました内容につきましては、以下7ページから新旧対照表がございますので、お目通しをお願いしたいと思います。

引き続きまして、議案第34号 中部圏都市開発区域の指定に伴う御嵩町固定資産税の不均一課税に関する条例を廃止する条例の制定について御説明申し上げます。

議案つづりの10ページになりますので、よろしく願いいたします。

昭和41年に中部圏開発整備法という法律が制定されました。その法律の目的の中に、首都圏と近畿圏の中間に位置する地域として機能を高め、産業経済等において重要な位置を占めるにふさわしい中部圏の建設と、その均衡ある発展を図ることという目的でございましたけれども、その目的を達成するために、昭和42年に制定されました中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律の規定によりまして、都市開発区域内において製造の事業を用いて供するために新たに取得した機械、装置、その事業を実施するに当たって新たに建設、

増築した建物、その敷地に対し、地方公共団体は地方税の不均一課税措置をとることができる  
とされておりました。その法律の施行令によりまして、不均一課税をし、減収となった分の補  
填がなされる規定が同法の施行令の中で設けられており、それを受けて、私ども昭和45年に当  
該条例を制定したところでございます。

この法律施行令の規定による固定資産税の不均一課税の減収補填制度の適用期間が、これま  
でずっと延長されてきておりました。しかしながら、平成26年3月31日以降の延長がなされ  
ず終了したことから、当該条例を廃止するというものでございます。

なお、附則といたしまして、第1項に廃止する条例の施行の期日を公布の日から、附則第2  
項で、平成26年4月1日前までに工業生産設備の新設または増設がなされた者については不均  
一課税の適用となるため、条例を廃止する条例の施行がなされた日以降もその効力を発する旨  
の経過措置を設けさせていただいております。

議案、資料等お目通しをお願い申し上げまして、議案第33号、議案第34号の説明を終わらせ  
ていただきます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

#### 議長（加藤保郎君）

発議第1号 子宮頸がん予防ワクチンの積極的勧奨見合わせの継続と、接種後に生じた健康  
被害の早期解決と検診の充実に関する意見書について、議会事務局長に朗読させます。

議会事務局長 小木曾昌文君。

#### 議会事務局長（小木曾昌文君）

お手元に配付しております議案つづりその3をお願いいたします。

1ページをお開きください。

---

#### 発議第1号

子宮頸がん予防ワクチンの積極的勧奨見合わせの継続と、接種後に生じ  
た健康被害の早期解決と検診の充実に関する意見書

子宮頸がん予防ワクチンの積極的勧奨見合わせの継続と、接種後に生じた健康被害の早期解  
決と検診の充実に関する意見書を次のとおり提出する。

平成26年6月5日提出

提出者	御嵩町議会議員	岡本隆子
賛成者	〃	安藤雅子
	〃	山口政治
	〃	高山由行

---

2 ページをお願いします。

---

子宮頸がん予防ワクチンの積極的勧奨見合わせの継続と、接種後に生じた健康被害の早期解決と検診の充実に関する意見書

予防接種法の改正に伴い、ヒトパピローマウイルス（HPV）ワクチン、いわゆる子宮頸がん予防ワクチンは、平成25年4月から定期接種となった。しかし、ワクチン接種による副反応と思われる症状が多く報告されたため、厚生労働省は定期接種を積極的に推奨することを一時中止するよう全国の自治体に勧告した。

岐阜県御嵩町においても、ワクチン接種後から副反応と思われる症状のため、日常生活においても困難に直面し、あらゆる治療を試みても、今の段階では治療方法がなく苦しい思いをしている女性がいる。

一方、子宮頸がん検診はその有効性が証明されており、検診により早期発見・早期治療が可能である。しかし、欧米先進国と比較しても、日本の受診率は格段に低い。

よって、国においては、次の事項を実現するよう要望する。

記

- 1 子宮頸がん予防ワクチンについては、その有効性と安全性を精査し検討するまでの間、国として積極的勧奨の見合わせを継続すること。
- 2 子宮頸がん予防ワクチンの副反応に関する情報をより一層、公平・公正に広く収集し、因果関係など徹底した検証と解明を行うとともに、その結果を速やかに報告すること。
- 3 子宮頸がん予防ワクチンの接種後に生じた健康被害に対する相談体制を構築するとともに、治療方針の早期確立を図ること。
- 4 子宮頸がんは、検診により早期発見・早期治療が可能であることから、若い世代が受診しやすい検診体制の工夫と充実を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年6月13日

岐阜県御嵩町議会

衆議院議長 殿

参議院議長 殿

内閣総理大臣 殿

厚生労働大臣 殿

---

以上であります。



**議長（加藤保郎君）**

朗読が終わりましたので、ここで発議第1号 子宮頸がん予防ワクチンの積極的勧奨見合わせの継続と、接種後に生じた健康被害の早期解決と検診の充実に関する意見書について、提出者より説明を求めます。

10番 岡本隆子さん。

**10番（岡本隆子君）**

それでは、説明をさせていただきます。

子宮頸がん予防ワクチンは、平成25年4月の予防接種法改正に伴いまして、小学校6年生から高校1年生相当の女子を対象に定期接種となりました。しかし、接種後に原因不明の痛みやけいれんなど健康被害の報告が多数ありまして、全国子宮頸がんワクチン被害者連絡会ができました。

平成25年6月には、厚生労働省は適切な情報提供ができるまでの間は、積極的な接種勧奨を一時的に差し控えるとの見解を出され、全国の自治体に勧告をいたしました。現在、この積極的勧奨一時中止の状況が続いているわけですが、何よりワクチンの安全性が確認されない以上、安心して接種が受けられない状態であります。

当町においても、ことしになってからの接種者はゼロだと聞いております。また、当町においては、意見書にもありましたように接種後に健康を害された方がいらっしゃいます。この近隣での市町村議会での意見書の提出はまだありませんけれども、まずは住民に一番近い地方議会である御嵩町から国に意見書を提出できたらと思いますので、議員の皆様方の御賛成をいただけたらと思います。よろしく願いいたします。

**議長（加藤保郎君）**

ここで暫時休憩をします。

再開は10時40分とします。

午前10時21分 休憩

---

午前10時40分 再開

**議長（加藤保郎君）**

休憩を解いて再開いたします。

---

**議案の審議及び採決**

**議長（加藤保郎君）**

日程第5、議案の審議及び採決を行います。

議案第29号 御嵩町監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより議案第29号 御嵩町監査委員の選任につき同意を求めることについて、採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第29号は原案のとおり同意することに決定しました。

---

#### 議長（加藤保郎君）

続いて、議案第30号 御嵩町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第30号 御嵩町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。したがって、議案第30号は原案のとおり同意することに決定しました。

---

**議長（加藤保郎君）**

続いて、議案第35号 損害賠償の額の決定及び和解についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第35号 損害賠償の額の決定及び和解について、採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

---

**請願の委員会付託**

**議長（加藤保郎君）**

日程第6、請願の委員会付託を行います。

本日までに受理した請願は、お手元に配付しました請願つづりのとおりです。

請願第1号 願興寺解体修復に伴う検討委員会設置の請願を議題とします。

議会事務局長に朗読させます。

議会事務局長 小木曾昌文君。

**議会事務局長（小木曾昌文君）**

それでは、お手元に配付しております水色の請願つづりをお願いいたします。

まず、2ページにあります請願の紹介取消申出書を踏まえまして朗読を行います。

1ページをお願いいたします。

平成26年5月16日、御嵩町議会議長 加藤保郎様。

請願者、岐阜県可児郡御嵩町中2163番地、文化財保存を考える会代表発起人 丹羽公雄、桃井知良。紹介議員、谷口鈴男、同じく佐谷時繁。

願興寺解体修復に伴う検討委員会設置の請願。

請願趣旨。願興寺本堂は、御存じのように傷みも激しく、これ以上の維持は、解体修復以外に方法はないと思われます。解体修復に当たっては、議会・行政はもとより、町民の理解と参加が必要であります。現在、願興寺文化財の保存を考える会では、行政に対して、解体修復を実施するに当たって、より多くの団体（守る会・地域代表・商工会・観光協会・各種業界代表・趣味の会・議会代表・行政等々）が参加する形の連絡会（建設準備委員会）を設立し、臨むよう要請をしています。この運動は全町的な運動になると思いますし、また、そうなるべきだと思います。そこで、町民の声を行政に伝えるべく立場にある議会に対し、御嵩町の宝である願興寺の本堂について、1. 解体修復の必要性、2. 修復資金捻出についていかにあるべきか、3. まちづくりの中心としての願興寺活用はいかにあるべきか、等々について調査・研究していただきたく、検討委員会を設置されんことをお願いいたします。

請願事項 1. 願興寺本堂解体修復に伴う検討委員会設置の請願。 2. 連絡会（建設準備委員会）設置を議決する請願。 3. 願興寺本堂解体修復の実施を促す議決の請願。

以上であります。

**議長（加藤保郎君）**

朗読が終わりましたので、請願第1号について紹介議員より説明があれば、これを許します。

[挙手する者あり]

12番 谷口鈴男君。

**12番（谷口鈴男君）**

ただいま報告がございました請願につきまして、紹介議員という立場をとらせていただきましたので、一言皆さんに、なぜそういう立場になったかということをお願いしながら御理解をいただきたいと思ひます。

この願興寺解体修復に伴う検討委員会設置の請願につきましては、当初私どものほうへ保存を考える会の方から特別委員会の設置をお願いしたいというようなお話がございましたが、これはやっぱり特別委員会の趣旨からして無理ですということをはっきり申し上げまして、検討委員会ということでこういう形をとらせていただいた経緯がございます。

それともう1つ、説明する前に岡本議員につきましては、所轄の委員会の委員長でございますので、前回の議会運営委員会において岡本議員の了解を得た上で名前を削除したという経緯がございますので御理解を賜りたいと思ひます。

まず、この願興寺の来歴につきましては、皆さんのお手元に資料も入っているかと思ひます

が、歴史的には713年、東山道がこの道を通って、これは713年というのは景行天皇が久々利に行幸された年であります。それ以降、815年になりまして伝教大師、いわゆる最澄であります。この御嵩の地に来られまして、そして当時、非常に疫病等が蔓延しておったということから、布施屋を建立し、薬師如来像をみずから手彫りにして、そして安置され、そして世の平安を願われたという経緯がございます。

その後、993年に行智に、これは一条天皇の皇女とされておりますけれども、中御嵩の里に正宝庵を結びまして、そこでこの伝教大師の意思を継ぎながらここで祈願をされておる。そんな中で、ここにいおりを結ばれて3年後に尼が池より金色の尊像がカニの背に乗って出てきたと。それを大事に守るということで、いわゆる996年にもとの願興寺の母体ができたという歴史がございます。

そして、1108年に源義綱の乱によってこの願興寺が焼かれます。しかし、地域の住民の皆さんの力で何とか再興しようということで、これが再興されました。それから、その後、1572年に武田軍が尾張攻めをやったときに、武田軍の一将兵部隊が願興寺を焼き散らすという事件がありました。そのときに、本尊等につきましては、愚溪寺の住職、雲水等がその本尊を愚溪寺に隠して、そして守ったという歴史もあります。

しかし、この後、1573年、翌年ではありますが、武田信玄がここに本陣を組みまして、そしてこれは再興しなきゃいけないということで、かなり助力をしていただいたという経緯があるみたいでございます。そして、武田信玄が引いた後、1574年には、織田信長がこの御嵩の地に進出をして本陣を組んでおると、こういう歴史がございます。そして、1581年に願興寺が再興され、愚溪寺さんより本尊を戻して、現在の願興寺の形態がつけられたわけであります。

そして、その後、1600年には徳川家康も、実はこの願興寺に本陣を組んでおるという歴史がございます。その後、鐘楼門等が建築されたり、経緯がありますけれども、明治になって屋根が、当時板ぶき、柿ぶきの屋根でありましたけれども、これが腐食していかんということで、瓦ぶきに明治になって改装されたわけではありますが、そして、それに前後しながら仏像24体が国宝に指定をされております。

歴史的には、明治7年に裁判所制度がもう少し前に発布されておりますけれども、一時期願興寺が裁判所の代用もしたというような歴史書にも記されております。

そして1979年、これは1974年から1985年までの期間に前住職が努力をされまして、そして伊勢湾台風等で傷めつけられた諸堂の改修、そして本堂の屋根のふきかえということで、当時の瓦屋根から鉄板屋根にふきかえをしてきたと、こういう経緯がございます。

しかし、皆さんも御承知のように、今の中御嵩の里、願興寺の姿を見ていただければわかりますけれども、この江戸時代に再建されて約440年の経緯を持った歴史的な文化的価値のある

建物であり、これは国の重要文化財でもあります。全国でも非常に珍しいそういう建物であります。

したがって、私どもは、でき得れば、このような中御嵩の里を形成した中心的な建物であり、時代の時々の重要な地位を占め、要衝の地としてこの御嵩町の歴史の中では非常に中心的な存在である蟹薬師というものを私どもはこのまま放置するわけにはいかないと。

いずれにしても、この保存を考える会の皆さん方の熱意もさることながら、これは我々、ここに生活する人間として当然に将来に向けていい形での保全策をとっていくというのが我々に課せられた責務ではないかと、そんな思いを実は持っております。

したがって、一部屋根だけ直せばいいとか、それから一時的に屋根を直して、次に悪いところを直せばいいとかということもいろいろ考えられますけれども、先般御嵩町にこの願興寺修理に係る文化庁調査官の現地指導の中では、やはり基本的には解体修理をやる必要があると、またそれだけの価値があるということで相当の費用もかかりますが、また相当の期間もかかりますけれども、基本的にはそういう方向で地域としてものを考えていただくのが本筋じゃないかという指導も実は受けております。

そういう状況でありますので、議会としても、我々が今日置かれておる立場というのは歴史の産物としての立場でありますので、過去を振り返り、そしてその過去から学びながら来世に向けてきちっとした世渡りをさせる、継続をさせるような努力というのは議会議員としても、当然議会としてもその責務は重大であります。

したがって、この請願項目の内容につきましては、議会とは無縁な部分も実はございますけれども、その趣旨については十分議会として協議に値するものであるという立場から、今回紹介議員として名前を記載させていただきました。

そんな意味を持ちまして皆さん方の御理解を得たいというふうに思いますので、よろしくお願いをいたします。以上です。

#### 議長（加藤保郎君）

ただいま議題としております請願第1号につきましては、5月23日の議会運営委員会において、民生文教常任委員会にその審査を付託することの決定をいただきました。

お諮りします。この請願につきましては、民生文教常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、請願第1号は民生文教常任委員会にその審査を付託することに決定しました。

## 散会の宣告

議長（加藤保郎君）

以上で本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は6月10日午前9時より開会しますので、よろしく申し上げます。

これにて散会いたします。御苦労さまでした。

午前10時59分 散会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員



